



長野県報

10月13日(火)
平成21年
(2009年)
第2107号

目次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課) 1

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課) 2

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課) 2

身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者の氏名の変更(障害福祉課) 3

身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課) 3

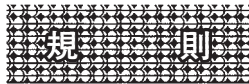
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(経営支援課) 3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 3

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 4

一般競争入札(ものづくり振興課) 4



行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年10月13日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第42号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)中「専決処分」の次に「(1件100万円以下の損害賠償の額の決定に係るものを除く。)」を加える。

別表第4の2の(14)を同(15)とし、同(13)を同(14)とし、同(12)中「別表第2の3」を「別表第3の3」に改め、同(12)を同(13)とし、同(3)から(11)までを同(4)から(12)までとし、同(2)の次に次の事項を加える。

(3) 地方自治法第180条の規定に基づく専決処分(1件100万円以下の損害賠償の額の決定に係るものに限る。)

別表第4の3の(1)中「(11)まで及び(13)」を「(12)まで及び(14)」に改め、同(3)中「別表第2の3」を「別表第3の3」に改める。

別表第5の1中「別表第4の2の(3)から(7)」を「別表第4の2の(4)から(8)まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。